憲法　令６－５　肢ウ

第１．肢の結論

誤っている

第２．青少年保護育成条例による有害図書の自動販売機への収納の禁止の合憲性

１．問題の所在

青少年保護育成条例による有害図書の自動販売機への収納の一律禁止は合憲か。

成人との関係で禁止することは，表現の自由（２１条１項）に照らし，不当な制限ではないか，２１条１項に照らし，合憲か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

一律に禁止することは，表現に対する必要かつ合理的な制限であり，２１条１項に照らし合憲である。したがって，設置を禁止する場所を指定して，２１条１項に反しないとする。肢は誤りとなる。

（２）理由

ア．有害図書の表現についての憲法上の根拠

まず，有害図書も，表現ではある。したがって，２１条１項の「出版そのため表現の自由」で保障される。確かに，歴史的な自己統治などの政治的表現の自由とは無関係ではある。しかし，表現を通して自己実現を図る側面はある。よって，保障の対象にはなる。

イ．制約の有無

本件の場合，有害図書の自動販売機への収納方法が禁止されているので，表現物の販路が制約されている。したがって，２１条１項の問題となる。もっとも，憲法で保障される表現の自由も絶対無制約ではなく，公共の福祉による内在的制約（１２条後段，１３条後段）に服する。

そして，条例での制約目的が，青少年の健全な育成である。これは，いわゆるパターナリズムとして，制約根拠となる。なぜなら，未成年者は，判断未熟であるため，自己加害に気づかない恐れがある。憲法上，未成年者の健全な成長は，憲法価値として予定されている（２６条子供学習権，１３条人格権など)。したがって，反対利益も憲法上価値があるので，必要かつ合理的な範囲で，制約することも許容されると考える。

ウ．正当化（必要かつ合理的か）

確かに，未成年者の健全な育成が制約目的である以上，成年者は無関係である。したがって，一律禁止することは，成年者との関係で，過度な条例の介入であり，必要かつ合理的とは言えず，違憲であると思える。具体的には，未成年者が買えないような場所を指定するなどの処置で十分とも思える。しかし，不都合である。未成年者と成年者の判断が外形上難しい場合もある。また，自販機の場合，機械なので，購入者の年齢判断はできない。その結果，場所を指定しても，有害図書を未成年者が購入できてしまう恐れがある。これでは，立法目的が達成できず問題である。

したがって，目的が達成するには，一律禁止することも，必要かつ合理的な制約としてやむを得ない。成年者としては，自販機で購入できないが，有人で購入することは可能である。

したがって，販路がある以上，表現の自由に対する制約も限定的である。この点においても，制約として，正当化できると考える。

以上